第1章 計画の概要

- 1 計画の作成

- (3) 作 成 者 高知市
- 2 文化財の名称等
- (1) 重要文化財(建造物)の名称等
 - ア 名称及び員数

旧関川家住宅(高知県高知市一宮)主屋,表門,道具倉,米倉 四棟 宅地 1,611.53 平方メートル

(敷地内の水屋・裏門を含む)

昭和 49 (1974) 年指定時の名称は、「関川家住宅」。「旧関川家住宅」として告示されたのは、平成 4 (1992) 年 8 月 10 日追加指定時。



図 1-1 配置図

イ 指定年月日

昭和 49(1974)年2月5日 (文部省告示第10号) 平成4(1992)年8月10日 追加指定 (文部省告示第92号)

ウ 所在地

高知県高知市一宮中町三丁目 1819 番地

(2) 重要文化財(建造物)の構造及び形式

・ 平成4(1992)年8月10日土地追加指定時(水屋・裏門を含む)

(ア) 主屋

桁行 14.5 メートル, 梁間 10.9 メートル, 南面突出部 桁行 2.9 メートル, 梁間 7.6 メートル, 寄棟造, 茅葺, 四面庇付, 桟瓦葺

(4) 表門

二間薬医門, 桟瓦葺

(ウ) 道具倉

桁行 6.8 メートル, 梁間 4.1 メートル, 土蔵造, 2 階建, 切妻造, 東面庇附属, 桟瓦葺

(エ) 米倉

桁行5.9メートル,梁間3.9メートル,土蔵造,切妻造,東面庇附属,桟瓦葺

(オ) 宅地

1,611.53 平方メートル 敷地内の水屋・裏門を含む全体

【参考】 昭和 49(1974)年2月5日指定時

(ア) 主屋

桁行 14.3 メートル,梁間 7.7 メートル,寄棟造,茅茸 南面及び北面庇付,桟瓦茸,南面突出部,寄棟造,茅葺,南面庇付,桟瓦葺, 西北面水屋附属

(4) 表門

二間薬医門, 桟瓦茸

(ウ) 道具倉

桁行 6.79 メートル, 梁間 5.313 メートル, 土蔵造, 2 階建, 切妻造, 東面庇付, 桟瓦茸

(エ) 米倉

桁行 5.91 メートル, 梁間 5.358 メートル, 土蔵造, 切妻造, 東面庇付, 桟瓦 茸

(3) 所有者の氏名及び住所

ア 所有者 高知市

イ 所在地 高知県高知市本町五丁目1番45号

ウ 代表者 高知市長



写真 1-1 昭和 51(1976)~52(1977)年 保存修理 主屋竣工写真

3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

ア 文化財の構成(保存対象) (8ページ 図 1-2) 【文化財を構成する物件】

指定建造物 4 棟(昭和 49(1974)年指定)

(ア) 主屋

建設年代は、「ざしき」床の間の畳「よせ」裏の墨書から文政 2 (1819)年とされている。1800年代中頃、一部柱間装置の変更が行われ、その後、水屋の増築があった。

昭和 51(1976)~52(1977)年に保存 修理工事が行われ、報告書が刊行され ている。



写真 1-2 主屋南面

(イ) 表門

建設年代は主屋より下ると想定されるが、明確ではない。

当初は北側県道からの道があり,表門から宅地に出入りしていた。近年,周囲の宅地化により県道からの道がなくなり、県道に繋がるのは西側の裏門のみとなった。



写真 1-3 表門正面

(ウ) 道具倉

指定建造物の中で最も建設が新しい 建物と推測されている。

外壁が貼瓦で内部も同様の仕様となっている。また,両開きの土戸は県内では珍しい。

なお、令和2~3年度にかけて行った調査により、道具倉2階に設置された祈祷札箱裏面に墨書が発見され、「明治廿八年二月」の銘があることから、少なくとも明治28(1895)年には上棟若しくは竣工していたと推定される。



写真 1-4 道具倉東面

(工) 米倉

前回の保存修理工事において, 3代 目繁興により明治26(1893)年に再建 されたと考えられている。

現在は、民具等の保管場所として使用している。



写真 1-5 米倉東面

水屋・裏門(宅地とともに,平成4(1992)年追加指定)

(オ) 水屋

土地の書き上げ物件。

建設年代は不明。転用材が多く使われている。柱は、土蔵の隅柱が転用されていることが目視で確認できる。



写真 1-6 水屋南面

(カ) 裏門

土地の書き上げ物件。

建設年代は不明。一間薬医門, 桟瓦 葺で, 板塀等に弁柄塗装が残ってい る。



写真 1-7 裏門正面

イ 一体となって価値を形成する要素

塀重門,中門,便所,社,生け垣,水路,前庭,南庭(ざしき),南庭(ようのま), 庭,中庭,屋敷林,北庭,東庭,空地(東),空地(南),空地(西)



写真 1-8 (7) 塀重門西面



写真 1-10 (ウ)便所西面



写真 1-12 (オ)主屋南側の生け垣



写真 1-14 (キ)敷地東側の石垣



写真 1-9 (1)中門東面



写真 1-11 (1) 社正面



写真 1-13 (カ)表門西側の生け垣



写真 1-15 (ク)敷地北側の水路



写真 1-16 (ケ)敷地東側の生け垣



写真 1-18 (サ)米倉西側の生け垣



写真 1-20 (ス)屋敷林北側の生け垣



写真 1-17 (コ)敷地西側の生け垣



写真 1-19 (シ) 道具倉西側の生け垣

ウ その他



写真 1-21 (t) 管理棟



写真 1-22 (ソ)ポンプ室

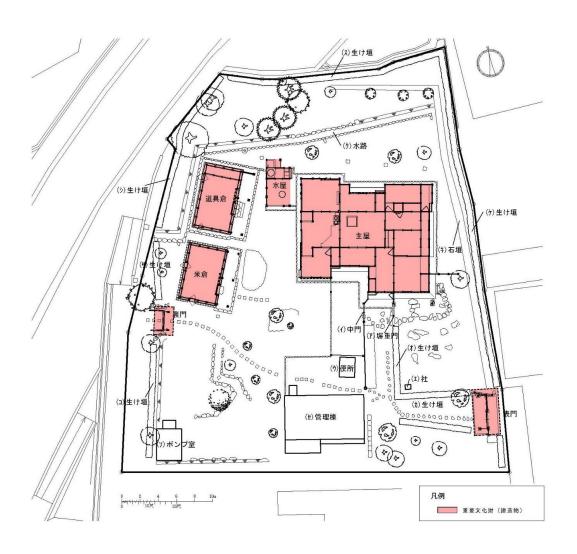


図 1-2 構成要素位置図

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

高知市は高知平野の西部に位置し、平野部は鏡川沿いの市中央部から南東部に開けている。市の南西部は丘陵地で北部は山林となり、南部は太平洋に臨み、市のほぼ中央付近に浦戸湾が切り込んでいる。

旧関川家住宅は、市街地から北東に位置する一宮地区にある。一宮地区は北部及 び東部が山地で、南部には平野が広がり、県道一宮はりまや線が通っている。



図 1-3 旧関川家住宅の位置

イ 創立沿革

関川家は、庄屋層で豪農であったと伝えられる。織田信長の次男、信雄の家臣であった。その後、備前から土佐に移り住み、寛政 2 (1790)年に郷土となり、関川宮助が分家して文政 2 (1819)年に旧関川家住宅主屋が建築されたと考えられる。

主屋の「ざしき」床の間の「よせ」の墨書に書かれている文政2年の日付は、建造物の構造手法から見て建設又は改修年代とみられ、高知県平野部の大型農家住宅の典型である。表門から入り、主屋を右手に南向に構え、西に道具倉と米倉が並ぶ幕末期における豪農の屋敷構えである。

表門の建設は、主屋より年代は降るとみられる。年代は明確でない。

道具倉の建設は、指定建造物4棟のうちでも最も新しいものとみられる。

米倉の建設は、主屋より年代は降るが、明治26(1893)年に再建されたと考えられる。

文政2年に主屋が建設されて以来,数次の修理及び改修の跡が見られる。北側西隅部に付属されている水屋の増設年代は明らかでないが,柱梁桁,東母屋等全てが転用材で材種は杉材を使っている。主屋との取付け,仕口等からみても主屋建設後に増設された建造物であることが明らかである。その他,外部軒廻の軒庇,周囲の腰板等も後設であるが取付け年代は記録にない。内部においても,間仕切,柱間装置等が改修されていることが判明した。大規模な構造的改修はないが,屋根替壁の補修等は数回行われている。

昭和51(1976)年~52(1977)年にかけて主屋,表門,道具倉,米倉の保存修理工事が行われ,主屋の一部が復原された。しかしながら,解体に伴う諸調査により主屋の文政2(1819)年当時の間取りが判明したものの,当時の関川家の生活を考慮して復原は行わず,現状維持とされた経緯がある。



写真 1-23 主屋「ざしき」



写真 1-24 墨 書

ウ 文化財建造物の特色

土佐藩では、藩政期当初地方支配の安定化を目的とし、長宗我部氏の遺臣たちを下級武士の身分である郷士に取り立てた。やがて、田畑の開墾による取立てや金銭による身分の譲受け等により郷士となることができるようになったことから、郷士には庄屋や農業を営む者が多かった。旧関川家住宅は、その豪農(郷士)の住宅として典型的なものである。屋敷は、1、611 平方メートル(488 坪)。控え柱を特徴とする表門は東面しており、172.4 平方メートル(53 坪)の主屋は南面している。

主屋は、客受けの「しきだい」、「ざしき」、「おくのま」、「ぶつま」、「おなごべや」、「ようのま」、「いま」、「だいどころ」、「とりのま」、「どま」、炊事場の水屋の間取りから成る。「しきだい」と「ざしき」とは本床、脇床のある書院造りで接客部を成しており、「しきだい」と「ようのま」との天井には槍掛けがあり、士族の面影を伝えている。「ぶつま」を特に設けてある民家は極めて稀で、「おなごべや」は窓のない土壁の部屋である。接客部を除いた居住部は、大きな柱や梁・桁をみせる民家になっており、「いま」には囲炉裏がある。

また、仕切りも舞良戸という古風な板戸である。外観的には、長方形の居住部の 東寄りに接客部が突出した格好になっていて、一般的に L 字型・鍵型などといわれ るものである。このように、旧関川家住宅は豪農(郷土)宅のため接客部がよく発達 している点に第1の特色がある。

第2の特色は、庇が発達していることである。屋根の下にあるのは「おくのま」、「ぶつま」、「いま」、「どま」と「ざしき」の一部で、「だいどころ」、「おなごべや」などは庇の下にある。これは、庇を大きくすることによって間数を確保しているのである。

主屋は寄棟造、屋根は茅葺で、庇の部分は瓦葺である。主屋の「ざしき」床の間の「よせ」に、「于時文政二夘歳後四月上旬張之野田村大工弥左衛門作」と墨書があ

り, 文政2年に建てられたか, 改修補修が行われたとみられる。

この主屋の西側にある米倉は明確な年代は不明であるが、明治26(1893)年に再建されたものであると考えられる。また、道具倉は直近の調査により、祈祷札箱の墨書が発見され、明治28(1895)年の再建と考えられる。なお、道具倉と米倉はともに切妻造であるが、道具倉は内壁・外壁は瓦を貼ってある海鼠壁で防火や湿気に対する工夫がなされている。

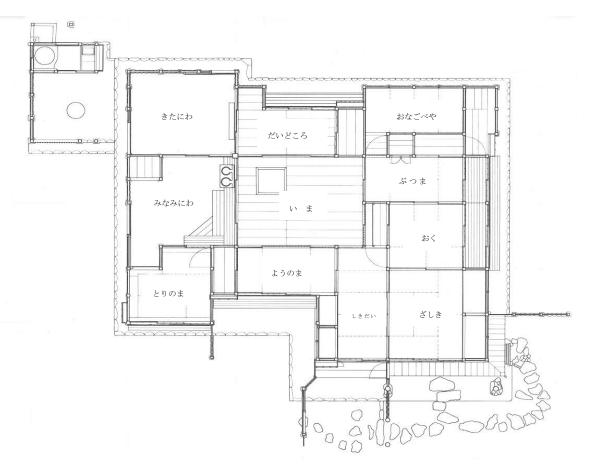


図 1-4 主屋「竣工図」 『関川家住宅工事報告書』(昭和53年)より 抜粋(一部加筆修正)

エ 主な修理時期とその内容

【明治23(1890)年11月】 主屋の廂の屋根の葺替工事を行った。(注1)

(注1) 『関川家修理工事報告書』(36ページ)に記載されている文献資料「修繕用日記」による。

【昭和51(1976)年5月~昭和52(1977)年12月】

主屋の保存修理工事を行った。

主屋は、建造物の墨書により文政2年に建設又は改修されたものとみられる。一方、米倉は明治26年、道具倉は明治28年に再建されたと考えられる。

主屋は、概ね当初の姿を良く残しているが、1800年代中頃、一部柱間装置の変更が行われ、その後水屋の増築があり、また、当初土間で大戸片引きの出入口の位置

に「とりのま」を新設するなどの改修が行われた。

当該修理に当たり、これらの調査に基づいて建造物を文政2年当時の形式に復旧することとしたが、建造物の居住性を考慮して「とりのま」の部分は現状のままに留めた。現状変更の要旨は次のとおり。

(7) 主屋

- ① 増築部、後補の間仕切を撤去して、次のように間取りを復原した。
 - ・ 水屋及び風呂場を切り離した。
 - ・ 南側及び西側庇の仮設部分を撤去した。
 - ・ 「ようのま」東側北の間仕切を撤去するとともに、北側間仕切を半間南の 旧位置に復した。
 - ・「いま」の床畳を板敷に改め、囲炉裏を復した。
 - ・ 「だいどころ」西側の上り縁を撤去して、「いま」西側の上り縁を整備した。また、土間にかまどを整え、後補の煙出しを撤去した。
 - ・ 西面、北面及び東面後補の腰板張りを撤去した。
- ② 外の柱間装置を復旧整備した。

(イ) 米倉

欠損した梁1本と東3本を復した。

【昭和60(1985)年度】

主屋の茅葺全面葺替え、桟瓦破損部分差し替えを行った。

【平成 11(1999)年度】

主屋の屋根全面葺替えを行った。

(3) 文化財の価値

旧関川家住宅は、その豪農(郷士)の住宅として典型的なものであり、接客部がよく 発達している点と庇部分が発達している点に大きな特色がある。

高知県内の郷士住宅では,香南市にある重要文化財安岡家住宅(平成 17(2005)年7月22日 指定番号 建第2469号)がある。

○ 月刊文化財(123号)昭和48(1973)年12月1日発行より転載

文化財の名称 関川家住宅

主屋・表門・道具倉・米倉 4棟

文化財の所在地 高知県高知市一宮

関川家は庄屋層の家で郷士であったと伝えるほか由緒は詳らかでない。建築年代は墨書から文政 2 (1819)年と推定される。建物は座敷を突出させた角屋形式で寄棟

造, 茅葺の屋根をかける。構造は上・下屋に分かれ, 上屋の梁間は小さく(2間半), 庇が発達している。柱は細く, 内法材は差物が多い。

この住宅は高知県平野部の大型農家の典型であり、保存が良く年代が明らかである。座敷に通じる道に立つ薬医門形式の表門、主屋西側にある道具倉と米倉は年代が主屋と大差なく、幕末における豪農の屋敷構えをよく示している。

○ 月刊文化財(6月号)平成4(1992)年6月1日発行より転載

文化財の名称 関川家住宅(高知県高知市一宮) (注2)

土地

文化財の所在地 高知県高知市一宮字大塚 1819 番地

所有者 高知市(同 本町5丁目1番45号)

関川家住宅は、土佐藩の郷土、豪農の典型的な住宅遺構として、主屋、表門、道具倉、米倉の4棟が昭和49(1974)年2月5日付で重要文化財として官報告示された。この後、昭和51(1976)年5月から同52(1977)年3月まで2か年にわたって修理工事が行われ、建物は建設当時の姿に復旧された。この修理の際に、主屋は墨書によって文政2年の建設年代が明らかとなり、主屋より遅れて表門、道具倉、米倉が幕末から明治にかけて建てられ屋敷構えが整えられた。

屋敷地は生垣、樹木で区画されて往時の姿をよく伝えており、建造物に追加して 宅地を指定し、屋敷構えをあわせて保存を図る。

(注2) 平成4年8月10日指定時には、旧関川家住宅であるが、月刊文化財の記述のままとした。

4 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

主	昭和 51~52 年度	【国庫補助事業(解体修理事業)】					
屋	$(1976 \sim 1977)$	· 修理方針:半解体修理					
		屋根葺替之…部分的修理					
		・ 復原年代:文政2年当時の姿に復旧,又は整備					
		※ 昭和 51 年度の修理では,現状変更による間仕切や柱間装置					
		の変更が行われた。水屋が増築されていたので,水屋・風呂場					
		を主屋から切り離している。住居として使用していたので「と					
		りのま」は現状のままに留めている部分がある。					
	昭和 60 (1985) 年度	【国庫補助事業】					
		· 茅葺全面葺替之					
		・ 桟瓦葺破損部分差し替え					
	平成 11 (1999) 年度	【国庫補助事業】					
		屋根全面葺替え					

主屋	平成 15 (2003) 年度	【市単独事業】 ・ 屋根雨漏り止水(瓦部分的に葺直し) ・ 南側正門軒樋取替え					
	平成 19 (2007)年度	【市単独事業】消防用設備等修理内部の炎感知器(北東)と作動式分布型感知器が不作動により取替え					
	平成 20 (2008) 年度	 【市単独事業】 ・ 電気安全調査にて漏電が判明。漏電個所は照明とコンセントの配線。地中配管を露出配管に変更し、幹線及び分電盤を取替え ・ 自動火災報知設備:差動式分布型感知器2種を2個,差動式スポット型感知器2種防水型を3個,空気管漏れ修繕(7箇所)及び感知器取替え ・ 屋内消火栓設備:バッテリー取替え及びエンジン調整 					
	平成 27 (2015) 年度	【市単独事業】 ・ 平成 26 年に発生した台風第 18 号の暴風雨により毀損した 棟部分は、屋根葺替事業着手までの間、防炎シートで保護・ 瓦と東木の修理					
	平成 28 (2016) 年度	【市単独事業】・ 茅葺屋根棟養生シート補修					
	令和元(2019)年度	【市単独事業】・ 平成27年6月にかけた保護シートの一部が外れたため、再度シートをかけ保護する					
	令和2~3年度 (2020~2021)	【国庫補助事業】 ・ 建造物保存修理(公開活用)事業・・保存活用計画の策定 ・ 建造物保存修理(耐震診断)事業・・構造図作成,地盤調査, 構造検討(耐震基礎診断,補強案策定)					
道具倉	昭和 51~52 年度 (1976~1977)	【国庫補助事業(解体修理事業)】 ・ 修理方針:屋根葺替え及び部分修理 ・ 復原年代:明治時代建設時に復旧,又は整備					
	平成 15 (2003) 年度	【市単独事業】 ・ 入口建具枠修整工事					
	平成 16 (2004) 年度	【市単独事業】 ・ 屋根補修工事…台風第 16 号の被害による屋根補修工事					

道具倉	令和 2 ~ 3 年度 (2020~2021) 令和 2 (2021)年度 令和 3 (2022)年度	 【国庫補助事業】 ・建造物保存修理(公開活用)事業・・保存活用計画の策定 ・建造物保存修理(耐震診断)事業・・構造図作成,地盤調査,構造検討(耐震基礎診断,補強案策定) 【国庫補助事業(耐震診断事業)】 ・土戸開放存置に係る修理…開閉困難となった土戸を耐震診断事業の調査のため,開閉し養生用の仮枠を設け存置 【市単独事業】 ・ 屋根瓦取替修理…平成26年度10月台風18号の被害による応急修理 			
米倉	昭和 51~52 年度 (1976~1977) 平成 15 (2003) 年度	【国庫補助事業(解体修理事業)】 ・ 修理方針:半解体修理 ・ 復原年代:明治時代建設時に復旧,又は整備 【市単独事業】 ・ 入口建具枠修整工事			
	平成 16 (2004) 年度 令和 2 ~ 3 年度 (2020~2021)	【市単独事業】 ・ 屋根補修工事…台風第 16 号の被害による屋根補修工事 【国庫補助事業】 ・ 建造物保存修理(公開活用)事業・・保存活用計画の策定 ・ 建造物保存修理(耐震診断)事業・・構造図作成,地盤調査,			
	令和3 (2022)年度	構造検討(耐震基礎診断,補強案策定) 【市単独事業】 ・ 屋根瓦取替修理…平成 26 年度 10 月台風 18 号の被害による応 急修理			
表門	昭和 51~52 年度 (1976~1977) 令和 2~3 年度 (2020~2021)	【国庫補助事業(解体修理事業)】 ・ 修理方針:半解体修理 ・ 復原年代:復旧,又は整備 【国庫補助事業】 ・ 建造物保存修理(公開活用)事業・・保存活用計画の策定			
	(2020~2021)	・ 建造物保存修理(公開活用) 事業・・保存活用計画の東足・ 建造物保存修理(耐震診断) 事業・・構造図作成, 地盤調査, 構造検討(耐震基礎診断, 補強案策定)			
裏門	平成 25 (2013) 年度	【市単独事業】 ・ 屋根修理工事:裏門屋根の南西隅の瓦が落下しているため、側面漆喰とともに修理。できるだけ同じ材料を使用し、元の意匠を復原			

裏	令和2~3年度	【国庫補助事業】					
門	(2020~2021)	・ 建造物保存修理(公開活用)事業・・保存活用計画の策定					
		· 建造物保存修理(耐震診断)事業··構造図作成,地盤調査,					
		構造検討(耐震基礎診断,補強案策定)					
便	平成 15 (2003) 年度	【市単独事業】					
所		· 便所改修工事					
		・ 便所屋根シート養生					
	平成 16 (2004) 年度	【市単独事業】					
		・修理工事					
	平成 17 (2005) 年度	【市単独事業】					
		・ 便所修理					
管	平成 19 (2007) 年度	【市単独事業】					
理		・ 管理棟汲取り蓋修理					
棟	平成 27 (2015) 年度	【市単独事業】					
		・ 消火栓設備 :エンジン始動用バッテリー取替え					
		・ 自動火災報知設備: 管理棟2階階段 煙感知器取替え					
中	平成 16 (2003) 年度	【市単独事業】					
門		・補修工事					
	平成 26 (2014) 年度	【市単独事業】					
		・ 袖塀修理業務: 既存袖塀解体・撤去及び新規袖塀作成取付け					
		等一式					
塀	平成 16 (2003) 年度	【市単独事業】					
		・補修工事					
	平成 23 (2011) 年度	【市単独事業】					
		・ 通路西側塀改修工事:台風等による塀の倒壊防止,経年劣化					
		による著しい毀損に伴う改修工事					
そ	昭和 54 (1979) 年度	【国庫補助事業(防災施設事業)】					
0)		• 火災報知設備設置					
他		・ 動力消火ポンプ設置					
		・ 40 ㎡の防火水槽を土中に埋没					
	平成3~5年度	【国庫補助事業】					
	(1991~1993)	・ 土地取得事業(※ 事務費については市単独)					
	平成 11 (1999) 年度	【国庫補助事業】					
		・防災施設事業					
	平成 16 (2003) 年度	【市単独事業】					
		· 給水管修理,雨戸補修工事,消防設備修理					

亚片 00 (0000) 左连	【十出冲事业】
平成 20 (2008) 年度	【市単独事業】
	• 照明器具修理費
平成 22 (2010) 年度	【市単独事業】
	・ 消防用設備修理:エンジンポンプが正常に運転しないため,
	不良個所の修理。エンジンポンプオーバーホール修理
	· 看板修理(1 基)
平成 27 (2015) 年度	【市単独事業】
	• 案内板一部修理
平成 29 (2017) 年度	【市単独事業】
	・ 消火ポンプエンジン修理
	・ 消火水槽ボールタップ取替え

(2) 活用履歴

旧関川家住宅は、高知市旧関川家住宅民家資料館条例(平成2年4月1日条例第7号)の施行により、現在、「旧関川家住宅民家資料館」(以下「資料館」という) として公開中である。

(設置)

第1条 重要文化財旧関川家住宅を保存し、郷土に関係する歴史民俗資料を収集して展示するとともに、社会教育の振興に資するため、本市に高知市旧関川家住宅民家資料館(以下「旧関川家住宅」という。)を設置する。

資料館の運営業務は外部委託しており,毎週水曜日と年末年始を除く日の午前9時から午後4時まで開館している。

来館者の推移

平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2年度	平均
635	528	604	625	695	816	791	* 626	* 452	641

* 令和元, 2年度には, 新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館



写真 1-25 「いろりばたのお話会」開催の様子



写真 1-26 来館者見学の様子

資料館では、平成12(2000)年度から文化財保存活用事業として、「いろりばたのお話会」や「土佐弁むかし語り」を実施してきた。また、平成25(2013)年度からは、一宮地区の地域住民等で構成される一宮コミュニティ計画推進市民会議の歴史文化部である「一宮の昔を語る会」による行事を年1~2回開催しており、主屋を会場にした地域の歴史の勉強会や町歩きを実施している。

開催日	内 容	テーマ	参加者
平成 12(2000)年 11 月 18 日	いろりばたのお話会(高知おはなしの会)		40 人
平成 13(2001)年 11 月 16 日	いろりばたのお話会(高知おはなしの会)		40 人
平成 14(2002)年 11 月 24 日	いろりばたのお話会(高知おはなしの会)		50 人
平成 15(2003)年 11月 16日	いろりばたのお話会(高知おはなしの会)		50 人
平成 16(2004)年 11月 28日	いろりばたのお話会(高知おはなしの会)		50 人
平成 17(2005)年 11月 27日	いろりばたのお話会(高知おはなしの会)	世界のおはなし・日本の昔話	36 人
平成 18(2006)年 12月3日	いろりばたのお話会(高知おはなしの会)	外国のおはなし・日本のおはなし	51 人
平成 19(2007)年 11月 25日	いろりばたのお話会(高知おはなしの会)	東北の昔話と宮沢賢治の朗読	45 人
平成 20(2008)年 11月 30日	いろりばたのお話会(高知おはなしの会)	外国の昔話と日本の昔話朗読	30 人
平成 21 (2009)年 11 月 29 日	いろりばたのお話会(高知おはなしの会)	外国の昔話と日本の昔話語り	30 人
平成 22(2010)年 11 月 28 日	いろりばたのお話会(高知おはなしの会)	外国のおはなしと日本のおはなし語り	28 人
平成 23(2011)年 11 月 27 日	土佐弁むかし語り(土佐民話の会)	土佐のたのしいお話とおもしろい紙芝居	23 人
平成 25(2013)年1月19日	一宮の昔を語る会(一宮コミュニティ)		22 人
平成 25(2013)年6月9日	一宮の昔を語る会(一宮コミュニティ)	活動から見えた一宮村の紹介	22 人
平成 25(2013)年 11 月 3 日	一宮の昔を語る会(一宮コミュニティ)	資料館の紹介	18 人
		地域の歴史文化を記録する取組	
平成 26(2014)年 10月 26日	一宮の昔を語る会(一宮コミュニティ)	地域の記憶の行方	13 人
		昔の遊び,一宮の昔ばなし	
平成 27(2015)年6月21日	一宮の昔を語る会(一宮コミュニティ)	地域の歴史をまとめる活動	19 人
		みんなで語る一宮の変遷	
平成 27(2015)年 11月 3日	一宮の昔を語る会(一宮コミュニティ)	一宮村在地民権家について	7人
		みんなで語る昭和の記録	
平成 28(2016)年 5月 29日	一宮の昔を語る会(一宮コミュニティ)	一宮の食文化	14 人
平成 28(2016)年 11 月 3 日	一宮の昔を語る会(一宮コミュニティ)	地域の記憶を残す取組	13 人
		新たな一宮の史跡発掘	
平成 29(2017)年 11 月 3 日	一宮の昔を語る会(一宮コミュニティ)	新たな一宮の史跡	17人
		昭和 20 年代と現在の一宮米元	

5 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

ア 建造物

主屋は,前回の葺替えから20年近くが経過した上,近年の台風により屋根の一部が破損しており,便所及び表門・裏門も一部破損している。また,道具倉も出入口扉の傾斜により開閉ができない状態となっている。

平成 20(2008)年の耐震予備診断では、主屋及び表門がウ判定(建造物の根本的な修理(補強を含む)が必要)、道具倉と米倉はア判定(建造物が構造的に健全)であった。そのため、耐震診断結果を基に補強案策定を行い、保存修理を実施する予定である。

また,防災・防犯設備についても,不特定多数の来客者の増加が見込まれること や,建造物保全の観点から整備する必要がある。

イ 庭

庭には、社や後年になって植えられた樹木があり、庭の価値を整理していく必要がある。登記簿調査や関係者への聞き取り調査を行ったが、文政 2 (1819)年又は明治 26 (1893)年の庭の状況は、不明である。

建造物や道路側にかかる危険木や支障木があるため、整備が必要である。また、 庭に雨水が溜まり排水不良を起こすため、排水の整備が必要である。

ウ敷地内施設

現在,敷地内には,現代の建築物である前所有者の居住施設をそのまま利用した 管理棟があるが,老朽化が進んでいる。また,来訪者用トイレも未設置であり,新 たな管理棟や来訪者用トイレを整備する必要がある。

なお、現在の管理棟の解体等に際しては、旧関川家に関する遺構の有無の確認を するための発掘調査について検討を行う必要がある。

エ 防災・消防設備

現在,自動火災報知設備や消火設備等を整備しているが,機器の更新が必要と考えられる。また,現状の防火水槽を昭和54(1979)年に設置しているが,約50年の耐用年数に近づいている。近年,雨天時による槽内の水量の増加など不具合も見られることから,保存修理に合わせて,消火設備全体の更新を図っていくよう検討する必要がある。

(2) 活用の現状と課題

ア 知名度

近隣には、「一の宮」として知られる、本殿等重要文化財に指定されている土佐神社 (9ページ 図1-3参照)があるが、同じ重要文化財であっても旧関川家住宅はあまり知られていない。あわせて、旧関川家住宅の敷地自体は県道沿いにあるが、出入口が県道に面しておらず、分かりにくい。

イ アクセス方法の周知

自家用車等を利用する場合は駐車場がないため、敷地に沿った狭いスペース(空地(西))に辛うじて駐車している状況である。公共交通機関を利用する場合、主な交通手段はバスとなるが、主要な駅からのアクセス方法の説明が十分に行えていない。

ウ 展示内容の充実

豪農(郷士)屋敷としての歴史的価値や文化財としての建造物、伝統的建築工法などの理解を深めるための解説板等が少なく、現在の展示物は、平成2(1992)年の開館の際に整備した、主屋「ざしき」床の間の「よせ」裏の墨書の写真や民具のみである。

また、来訪者に敷地内での動線を示す案内板及び外国人に向けた多言語解説板やパンフレット、資料等もない。

エ イベントの実施

現在,建物そのものの公開にとどまり,文化財としての価値と魅力を十分に伝えるためのイベント等が開催できていない。

見学会や文化財に親しんでもらうイベントを開催する際は、主屋をメイン会場と考えている。少人数の見学会やお話会など20人程度で実施することは可能と考えるが、50人程度の参加を想定した場合の対応には工夫が必要である。また、いろり体験や薪割体験、民具を活用した昔体験、餅つき、茶席等のイベントを想定した時、来訪者が使用できる水栓設備やトイレがない。

オ 管理機能の維持

現存の管理棟は、前所有者の居住施設をそのまま使用しているため、国指定重要 文化財の管理棟としては不釣合である。更に管理棟内にて作業をしている場合、来 訪者への迅速な案内対応ができていない。また、管理棟には、防災・防犯等の機械 警備システムを平成2 (1990) 年に設置しているが、耐用年数が経過しており、現 状では防災・防犯や建造物維持のための管理機能に懸念がある。そのため、防災・ 防犯機能を更新・充実させ、来訪者へのおもてなしも兼ねる管理機能を備えた管理 棟若しくは管理スペースの確保が必要である。

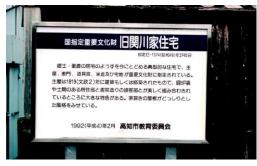


写真 1-27 現在設置の解説板



写真 1-28 資料館で保管している民具

6 計画の概要

(1) 計画区域

重要文化財として指定されている土地の範囲を計画区域とする。

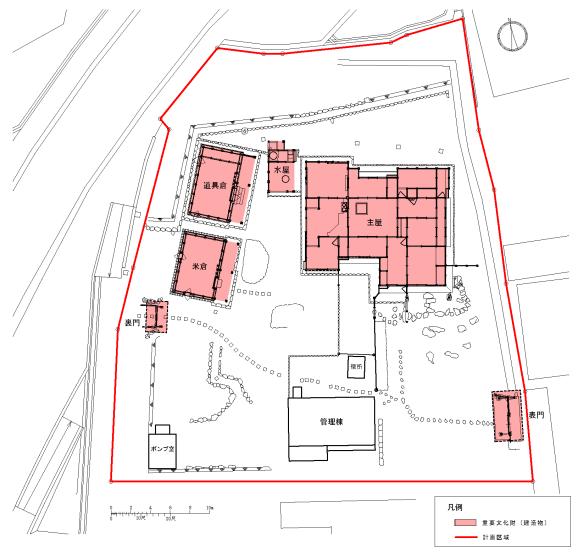


図 1-5 計画区域図

(2) 計画の目的

旧関川家住宅の保存活用に係る現状と課題を把握し、保存活用を図るために必要な 事項や課題に対する方針を明らかにし、計画区域における重要文化財建造物の保存と 活用が円滑に促進することを目的に、本市の関係部局と連携を取りながら、本計画を 作成する。

(3) 基本方針

旧関川家住宅は、土佐藩の郷士・豪農の典型的な住宅遺構の佇まいを見せる、高知の歴史を物語る文化財建造物である。この貴重な国民の財産である文化財建造物を適切に保存管理するとともに、多様な価値を活かすことで文化財建造物に対する理解を深め、さらに、その魅力を楽しむことで文化財建造物をより身近に感じ、文化財を未来に継承することの大切さを感じることができるよう、保存と活用に取り組む。

(4) 計画の構成

旧関川家住宅を構成する建造物の一体的な保存管理や活用整備,安全性確保等についての現状,課題及び方策等を以下の構成に基づき体系的に示し,旧関川家住宅を恒久的に保存継承するための計画とする。

ア 「計画の概要」(第1章)

保存活用計画の概要を示し、構成する建造物群の文化財としての概要や経緯、修理履歴等の整理を行い、計画の範囲や基本方針を定めた。また、保存・管理・活用の現状と課題の概要を記載した。

イ 「保存管理計画」(第2章)

各建造物の現状の整理を行い、その価値の所在を確認し、建造物の部分、部位を 設定して保存管理の基本方針を定めた。また、建造物の管理状況を把握し、管理計 画を策定するとともに、破損状況の確認を行い、修理計画を定めた。

ウ 「環境保全計画」(第3章)

計画区域全体を対象に、建造物と一体的なものとして景観や環境の保存を図るための方針を定めた。また、重要文化財以外の建造物・工作物の現状を記し、方針を定めた。

エ「防災計画」(第4章)

防火・防犯,耐震,台風等の対策について,防災上の課題等の整理を行い,必要な方針を定めた。

オ 「活用計画」(第5章)

公開・活用の基本方針を定め、これに沿って公開活用計画を定めた。

カ 「保護に係る諸手続」(第6章)

保存管理,環境保全,防災,活用に係る計画に盛り込まれた行為について,文化 財保護法及び関係法令に基づき,必要な届出・許可の手続について整理した。